

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等を添付する場合、課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④から⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 個人番号を提出する場合、都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を提出する場合、個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。なお、課税証明書等を添付する場合、受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。

リ 個人番号を提出する場合、個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。課税証明書を提出する場合、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

令和6年度啓明学館高等学校授業料軽減実施要領

1 趣旨

本校においては、愛知県から補助金の交付を受け、この要領により生徒に係る授業料の一部を軽減します。

2 軽減対象者

次の項目のいずれにも該当する方です。

- (1) 月の初日に、生徒及びその保護者等がともに愛知県内に住所を有すること。

なお、新入生については、令和6年6月30日までに生徒及びその保護者等がともに愛知県内に転入した場合は当該月分から補助の対象とします。

また、保護者等が転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒と生活を共にする者の生活の本拠が愛知県内にあるときは、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなします。

- (2) 保護者等の所得が、下表の基準に該当するものであること。

県の区分	所得基準	国の区分
甲①	算定基準額(※)が154,500円未満の世帯	加算分
甲②	算定基準額が212,700円未満の世帯	一律分
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯	
その他	算定基準額が304,200円未満の世帯	

(※1) 「算定基準額」とは、「課税標準額×0.06ー市町村民税の調整控除の額」をいう。

(※2) 政令指定都市(名古屋市等)の場合、「課税標準額×0.06ー市民税の調整控除の額×3/4」

(※3) 生徒本人が早生まれの場合、「(課税標準額-33万円)×0.06ー市町村民税の調整控除額」

例) 令和6年7月分～令和7年6月分の判定においては、2008年1月2日～4月1日生まれの者が該当

3 軽減する額と時期

本校では次のとおり授業料の軽減を実施します。

対象区分	軽減する額(月額)			軽減方法	備考
	愛知県授業料軽減の額	国の就学支援金額	計		
甲	2,000円	33,000円	35,000円	※5・6月及び10月から翌6月までは、相殺(軽減方式)して引落します。4月及び7～9月は原則還付方式とする。	※ 申請内容に変更が生じた場合は、軽減方法を変更することがあります。 ※ 納入すべき授業料月額が各々の対象区分の軽減額を下回る場合は、納入すべき授業料月額を限度として軽減を行います。 ※ 還付時期 4月分は7月、7～9月は10月
	25,100円	9,900円			
乙	8,000円	9,900円	17,900円		
その他	0円	9,900円	9,900円		

4 申請手続

- (1) 軽減の申請は、令和6年6月28日までに本校事務所まで提出してください。

- (2) 軽減申請書は、本人又は保護者等が学校まで持参してください。

- (3) 申請に必要な書類は、次のとおりです。

ア 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書(用紙は本校からお渡しします。)

イ 個人番号カード(写)等貼付台紙

ウ 所得を証明する書類(令和6年度の「課税標準額」及び「市町村民税調整控除の額」の記載のあるもの)を証明したもので、次のいずれかの書類

(a) 市区町村長の発行する課税証明書

(b) 県民税及び市町村民税の納税通知書の写し

エ 保護者等が、県外に住所を移し、単身で生活している場合は、そのことを証明できる書類(勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類、保護者等の住民票及び対象生徒及び同居する親族の住民票等)

(注) イ及びウについては、既に個人番号を提出しており、現在、就学支援金で受給認定されている場合は、省略可。

- (4) 特別事情(長期療養、り災、転退職等の家計急変)が令和6年1月1日以降生じたため軽減を受けたい方及び海外単身赴任中で所得を証明する書類が提出できない方は、本校事務所まで申し出てください。

5 軽減の決定

審査のうえ軽減の可否を決定し、その結果を通知します。

6 軽減証書の提出義務

- (1) 軽減を受け終わったときは、令和7年3月10日までに(途中打ち切りのときは直ちに)授業料軽減証書を本校事務所へ提出してください。

- (2) 用紙は本校からお渡しします。

- (3) 本人又は保護者等が持参してください。

7 軽減の取消し

- (1) 軽減の決定を受けたのち、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部の取消しをしなければなりませんので、速やかに申し出てください。
- (2) 偽りの申請をしたとき、その他授業料を軽減することが不相当である事実が分かったときは、軽減の決定を取り消し、軽減相当額の授業料を本校へ納入していただきます。

8 秘密の保持

本校は、授業料軽減事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒の将来の進学・就職に影響するような取扱いはいたしません。

9 その他

詳細は本校事務所へお問い合わせください。

(連絡先 啓明学館高等学校事務所 担当 横山・川瀬 052-571-2561)

★以下の事情が発生した場合は、すみやかに学校事務までご連絡ください。

- ・離婚、養子縁組等により生徒の親権者に異動が生じたとき
- ・税の更正があったとき (※必ず更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内にご連絡ください。)
- ・申請内容の誤りに気付いたとき (判定対象者が間違っていた等)

(注意) 税の申告を行っていない場合は、個人番号による所得確認ができず、認定の遅れの原因となるため、速やかに申告手続きを行ってください。

参考：判定の対象となる保護者等について

以下のフローチャートに沿ってご確認ください。個別の事情により対象となる者がわからない場合は本校事務所までお問い合わせください。

< 就学支援金の支給額の判断基準となる者について >



